

## 第 638 回 富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 11 月 6 日（木）午後 1 時 30 分から午後 2 時 15 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（12 人）

1	鈴木 昇	2	澤邊 治之	3	丸 文浩	4	川口 寛市
		6	大塚 和行	7	渡邊 和巳	8	
9	平野 弁一	10	佐久間 容	11	森田 泰彰	12	安田 和永
13	小柴 賢次郎	14	鈴木 伸江				

4 欠席委員（2 人）

5	稲村 耕一	8	白井 和子				
---	-------	---	-------	--	--	--	--

5 事務局職員（4 人）

局長 牧野 常夫	係長 後藤 寿大	副主査 吉澤 智樹	主任主事 宮崎 将人
----------	----------	-----------	------------

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について

専決処分報告について



第 638 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
局長	<p>開会 午後 1 時 30 分</p> <p>それでは、出席予定の委員の皆さまがお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。</p> <p>委員の皆様には、ご多用のところ第 638 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>会議に入ります前に、私から事務局職員の異動等についてお知らせいたします。</p> <p>まず、本日欠席しております平野係長は、体調不良により 10 月 10 日から療養休暇を取得しております。</p> <p>これに伴い、11 月 1 日付けで総務部管財契約検査課の後藤寿大主査が農業委員会事務局庶務係長として着任しておりますので、ご紹介いたします。</p>
事務局 (後藤)	<p>皆様こんにちは。</p> <p>ただいま紹介にあずかりました、後藤と申します。</p> <p>この時期の、あまりない異動ではございますが、一日も早く農業委員会事務局として、業務を皆様とともにやっていけるよう頑張っておりますので、どうかよろしく願います。</p>
局長	<p>続きまして、同じく 11 月 1 日から農林水産課農林整備係の宮崎将人主任主事が、応援職員として農林水産課の業務と兼務する形で農業委員会事務局の事務を応援してくれますので、ご紹介いたします。</p>
事務局 (宮崎)	<p>宮崎です。</p> <p>よろしく願います。</p>
局長	<p>最後に、10 月 15 日から会計年度任用職員として農業委員会事務局の事務に携わっていただきます、河邊京子さんです。</p>

事務局 (河邊)	河邊です。 よろしくお願いいたします。
局長	河邊につきましては、ここで退席とさせていただきます。  (事務局河邊 退席)
局長	なお、平野係長は農業委員会事務局に主査として引き続き所属いたしますので、体調が戻りましたらまた皆様にお世話になります。 よろしくお願いいたします。 今年度に入りまして、事務局職員が目まぐるしく異動し、委員の皆様には、ご心配・ご苦勞をおかけしておりますことにつきましてお詫び申し上げますと共に、今後事務に支障の無いよう進めてまいりますので引き続きよろしくお願いいたします。
局長	続きまして、議案の差替えをお願いいたします。 第4号議案の「農用地利用集積等促進計画案について」でございますが、皆様に資料を送付させていただいた後に内容の追加がございましたので、本日机の上に配布の議案と差替えのうえ、ご覧いただければと思います。
局長	それでは、会議に入らせていただきます。 本日の出席状況につきましては、5番 稲村委員、8番 白井委員が欠席で、委員14名中12名の出席となっております。 従いまして、農業委員会会議規則第6条により本日の会議は成立いたします。 会議の議長は、農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長にお願いいたします。
議長	(議長挨拶) 皆様、こんにちは。

議長	<p>(先月までの暑さから急に涼しくなり、寒い時期になる。米作は増産のみならず海外輸出も見据えている。食料の消費税がゼロになった場合の輸出還付金の扱いが気になるが、今後に期待する。)</p> <p>(開会)</p> <p>それでは、第 638 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>着座にて会議を進めさせていただきます。</p>
議長	<p>(議事録署名人の指名)</p> <p>まず、農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>6 番 大塚委員 7 番 渡邊委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p><b>【議案第 1 号】</b></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 1 号 1 番と 2 番ですが、権利者が同一申請ですので、一括審議、個別採決の形をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(声：異議なし)</p> <p>それでは、一括審議、個別採決とさせていただきます。</p> <p>それでは、担当委員の現地調査及び説明を、11 番 森田委員お願いいたします。</p>
森田委員	<p>議案第 1 号 1 番、2 番について、申請地を 11 月 2 日に確認したので説明します。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津市役所より西の方向約 650m 付近に所在する農地です。</p> <p>義務者は、経営規模縮小を考えており、今回、規模拡大のため農地を探していた権利者に売却することで合意が整ったことから本申請</p>

<p>議長</p>	<p>に至ったものです。</p> <p>営農計画としては、枝豆の栽培を計画しております。</p> <p>以上です。</p> <p>担当委員の説明が終わりました。</p> <p>事務局から補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (吉澤)</p>	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>権利者は、規模拡大を図るため農地を探していたところ、作業場に近接した本申請地が見つかり、取得しようとする申請であります。</p> <p>申請地は、1番が農振農用地区域内農地5筆2,114㎡、2番が農振農用地区域内農地2筆947㎡、従農数は雇用者を含めて3名であります。</p> <p>法人が農地の所有権を取得する場合は、農地法第2条第3項に定める、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を常に満たす必要があります。</p> <p>申請書に添付された資料においては、この要件は満たされていることを確認済みです。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号1番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p>

議長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号2番は承認されました。</p> <p>続いて、議案第1号3番ですが、担当委員が欠席のため、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (吉澤)	<p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津市役所より北の方向約500m付近に所在する農地であります。</p> <p>義務者は、農地の維持管理に苦慮しており、今回、規模拡大のため農地を探していた権利者に売却することで合意が整ったことから本申請に至ったものであります。</p> <p>営農計画としましては、ビニールハウスを設置し、パパイヤ、マンゴーの栽培を計画しております。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地2筆890㎡、従農数は雇用者を含め3名であります。</p> <p>法人が農地の所有権を取得する場合は、農地法第2条第3項に定める、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を常に満たす必要があります。</p> <p>申請書に添付された資料においては、この要件は満たされていることを確認済みです。</p> <p>また、ビニールハウスの設置に係る届出も受理しており、要件を満たしていることを申し添えます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p>

議長	<p>よって議案第1号3番は承認されました。</p> <p>続いて、議案第1号4番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、13番 小柴委員お願いします。</p>
小柴委員	<p>議案第1号4番の申請地を11月4日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>環小学校より北西の方向約230mに位置する農地です。</p> <p>義務者は、相続により取得しましたが、維持管理に苦慮しておりました。</p> <p>権利者は申請地近接において自宅を購入し、移住を機に営農したいと考え、承諾が得られたことから、売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>営農計画としましては、トマト、ナス、根菜類等の野菜の栽培を行う計画であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。</p> <p>事務局から補足説明をお願いします。</p>
事務局 (吉澤)	<p>ただいまの小柴委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>義務者は、相続により取得しましたが、維持管理に苦慮しておりました。</p> <p>権利者は申請地近接において自宅を購入し、移住を機に営農したいと考え、承諾が得られたことから、売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内外農地2筆827㎡、耕作面積は新規就農者であることから0㎡、従農数は2人です。</p> <p>なお、知識等については隣接の農家に教わりつつ農作業を行うとのことであり、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p>

議長	<p>以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第1号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号4番は承認されました。</p>
議長	<p>続いて、議案第1号5番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、</p> <p>13番 小柴委員お願いします。</p>
小柴委員	<p>議案第1号5番について、先ほどの案件と同じく4日に確認しましたので説明します。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>環小学校より北西の方向約650mから870m付近に所在する農地です。</p> <p>義務者は、高齢のため維持管理ができなくなっておりました。</p> <p>今回、ブルーベリー農園事業の拡大のため農地を探していた権利者に売却することで合意が整ったことから本申請に至ったものです。</p> <p>営農計画としては、ブルーベリー栽培を予定しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。</p> <p>事務局から補足説明をお願いします。</p>
事務局 (吉澤)	<p>ただいまの小柴委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>権利者は、ブルーベリー栽培の農業経営を目指し設立した法人であり、規模拡大を図るために農地を探していたところ、栽培に適した本</p>

<p>議長</p>	<p>申請地が見つかり、取得しようとする申請であります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内外農地 7 筆 8,290 m<sup>2</sup>、従農数は雇用者を含めて 2 名であります。</p> <p>法人が農地の所有権を取得する場合、農地法第 2 条第 3 項に定める、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を常に満たす必要があります。</p> <p>申請書に添付された資料において、この要件は満たされていることを確認しております。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第 1 号 5 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 5 番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p><b>【議案第 2 号】</b></p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 2 号 1 番ですが、こちらは私が担当でございますので、現地調査の結果を説明させていただきます。</p>
<p>平野委員</p>	<p>議案第 2 号 1 番でございますが、申請地を 11 月 3 日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>大貫小学校より南の方向約 370m に位置する農地であります。</p> <p>譲受人は実家近くで住宅用地として土地を探していたところ、申請地が耕作放棄地であることを知り、譲渡人に話をしたところ農地の管</p>

<p>議長</p>	<p>理が難しくなっていたとのことであり、合意に至ったことから、所有権移転を伴う転用申請をするということでもあります。</p> <p>近隣の農地については、影響はないと思われます。</p> <p>よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (吉澤)</p>	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成計画は、整地のみであり、雑排水については隣接の集水柵に接続する計画であり、同意も得ております。</p> <p>資金については、工事費に対し借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>専用住宅として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、議案第2号2番ですが、担当委員が欠席のため、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局 (吉澤)</p>	<p>議案第2号2番について、ご説明させていただきます。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>飯野保育所より西の方向約150mの地点に位置する農地であります。</p> <p>譲受人は元代表を務めていた会社専用の駐車場用地を探しており、耕作をしていなかった申請地を見つけ、譲渡人に話をしたところ農地の管理が難しくなっていたとのことであり、合意に至ったことから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>農地区分に関しては、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成計画は、整地のみであり、排水は無く雨水は地下浸透です。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>貸駐車場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、議案第2号3番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、2番 澤邊委員お願いします。</p>
<p>澤邊委員</p>	<p>議案第2号3番、農地法第5条の規定による許可申請についてであ</p>

	<p>ります。</p> <p>申請地を本日 11 時に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>宝竜寺公民館より北東の方向約 1 km の地点に位置する農地であります。</p> <p>譲受人は市外に作業場を設けているが借地であり返却を求められており、富津市内での仕事を請け負うことが多くなったため、土地を探していたところ耕作をしていない申請地を見つけ、譲渡人に話をしたところ農地の管理が難しくなっていたとのことであり、合意に至ったことから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。</p> <p>事務局から補足説明をお願いします。</p>
事務局 (吉澤)	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>造成計画は、整地のみであり、雑排水については市道側溝に流す計画であり道路管理者へ接続に係る申請書を提出済みです。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金及び借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>作業場及び資材置場等として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>

議長	<p>議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号3番は承認されました。</p>
議長	<p>続いて、議案第2号4番ですが、こちらの担当委員がまた私でございますので、私の方から説明をさせていただきます。</p>
平野委員	<p>議案第2号4番の申請地について、11月3日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>JR 佐貫町駅より北西の方向約1kmの地点に位置する農地、東京湾観音の後ろというところであります。</p> <p>対象地は、十分な日当たりが確保でき、権利者が設置済みの太陽光発電設備の維持管理を効率的に行うことができる場所を探していたところ、義務者は農地の管理が難しくなっていたため、権利者と太陽光発電施設への転用の話がありまして、合意に至ったことから、所有権移転を伴う転用申請をするということでありました。</p> <p>よろしくご審議いただきたいと思っております。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いします。</p>
事務局 (吉澤)	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成計画は、整地のみであり、排水は無く雨水は地下浸透です。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第2号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号4番は承認されました。</p>
議長	<p><b>【議案第3号】</b></p> <p>次に、議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。</p> <p>これについて、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (吉澤)	<p>議案第3号について、説明させていただきます。</p> <p>農地法の規定に基づく許可を要しない農地の地目変更に係る証明手続について説明いたします。</p> <p>千葉県農地転用事務指針では、農地法の許可を要しないと認められる農地・採草放牧地の地目変更登記手続を行う際には、千葉県農業事務所が発行する「現況確認書」を添付するものとしております。</p> <p>願出を受けた農業委員会は意見を付して知事へ送付すること、としております。</p> <p>本件土地については、申請人が相続により取得した農地であり、取得した時点で碎石等が敷設されていたことから16年ほど管理をしていない状況であります。</p> <p>現況については別添の写真をご覧ください。</p> <p>なお、申請人が過去の状況を確認したところ、平成14年ごろには雑種地となっており、それ以前に非農地となっていたと推測されます。</p> <p>証明手続の対象地につきましては、千葉県農地転用事務指針で定められており、本件の土地については、このうち「既に現況が農地又は</p>

議長	<p>採草放牧地以外の土地となっていることが明白なものうち、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間法第 51 条の規定による処分や関係行政機関から勧告を受けていないもの」に該当するため、証明手続の対象地となります。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第 3 号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 3 号は承認されました。</p>
議長	<p><b>【議案第 4 号】</b></p> <p>次に、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。</p> <p>こちらは農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画案となっております。</p> <p>なお、この議案には、丸委員に関する案件が含まれておりますので、農業委員会会議規則第 10 条により丸委員は退席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（丸委員、退席）</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (吉澤)	<p>議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案について」、ご説明いたします。</p> <p>本案件は、農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 号第 2 項の規定により、農用地利用集積等促進計画案の作成及び公益社団法人千</p>

	<p>葉県園芸協会に提出するため、富津市長より農業委員会に対し意見を求めるため提出されたものであります。</p> <p>令和7年第7次の農地中間管理事業における農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>利用権の設定の内容でございますが、表の整理番号7-7-27まで、合計で貸し手17名、借り手1名、筆数27筆、面積33,212㎡であります。</p> <p>個々の設定内容は、利用権設定各筆明細のとおりでございます。</p> <p>次の6ページは、賃借権の設定を受ける者の農業経営の状況でございます。</p> <p>今回設定を受ける土地の面積、事業に供している農用地の面積、農作業従事日数、農業従事者数及び、主な農機具の所有状況等を表にております。</p> <p>いずれも水稻の栽培を行う計画となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。ご質疑ございますか。</p>
大塚委員	<p>資料NO.1の(G)ですが、農機具の所有状況にトラクター2台とありますが差支えないでしょうか。</p> <p>通常、田んぼであればさらに必要ではないかと思えます。</p>
事務局 (吉澤)	<p>法人としての所有状況となっておりますので、賃借物や従業員所有のものを使う場合もあります。</p>
大塚委員	<p>そういう場合もあるのであれば、わかりました。</p>
議長	<p>他に質問はございますか。(なし声)</p> <p>それでは、他に質問がないようでございますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>

議長	<p>議案第4号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。  挙手全員であります。  よって議案第4号は承認されました。  それでは、丸委員、入室をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(丸委員、入室着席)</p>
議長	<p><b>【専決処分報告について】</b></p> <p>次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長よりお願いいたします。</p>
局長	<p>私から、専決処分について、ご報告いたします。</p> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、市街化区域内にある農地の権利移動3件でございます。</p> <p>1番につきましては、仮設事務所及び資材置場として賃借権を設定するもので、面積は、5筆合計2,145㎡でございます。</p> <p>2番につきましては、専用住宅用地として所有権移転するもので、面積は432㎡でございます。</p> <p>3番につきましては、資材置場用地として所有権移転するもので、面積は708㎡でございます。</p> <p>これらの届出につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたことを報告させていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>事務局長より専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>その他に、委員さんの皆様方から何かご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>事務局はいかがですか。</p>

<p>局長</p>	<p>(農地パトロールについて、10月分の御礼と、11月のご協力のお 願い)</p> <p>(11/13 開催の君津・安房地域農業委員・推進委員ブロック研修会 について、再度案内)</p> <p>(11/21 開催の県農地利用最適化シンポジウムについての案内)</p> <p>(12/5 開催の千葉県農山漁村いきいき研修会及び12/9 開催の農業 者年金オンラインセミナーの案内)</p> <p>(農林水産課から中間管理事業のリーフレットの配布)</p> <p>(12/19 開催の農業者年金に関する研修会及び親睦会の案内、時間 等詳細は後日資料を配布)</p>
<p>会長</p>	<p>皆様方には、慎重審議をいただきましてありがとうございました。 なお、次回の農業委員会総会は、12月9日火曜日、場所は401会 議室、時間は午後1時30分から開催いたします。</p> <p>本日の定例会は終了します。</p> <p>閉会 午後2時15分</p>